

今月のお知らせ

児童扶養手当の支給月額が改定されます

令和7年4月分から児童扶養手当の支給月額が改定されます。

(児童1人目)

全部支給 45,500円 → 46,690円

一部支給 45,490円～10,740円
→ 46,680円～11,010円

(児童2人目以降加算額)

全部支給 10,750円 → 11,030円

一部支給 10,740円～5,380円
→ 11,020円～5,520円

児童扶養手当月額は、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、全国消費者物価指数を基に改定されます。

現在児童扶養手当を受給中の方へ、4月末頃に改定後手当月額のお知らせを送付します。

問 ☎保健福祉(福祉) 窓口③番
☎06-6682-9857

特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額が改定されます

令和7年4月分から手当月額が次のとおり改定されます。

①特別児童扶養手当(1級)：

55,350円 → 56,800円

②特別児童扶養手当(2級)：

36,860円 → 37,830円

③特別障がい者手当：28,840円 → 29,590円

④障がい児福祉手当：15,690円 → 16,100円

⑤経過的福祉手当： 15,690円 → 16,100円

・①②は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。

・③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

問 ☎保健福祉(福祉) 窓口③番
☎06-6682-9857

65歳以上(介護保険第1号被保険者)の方へ

介護保険の第1号被保険者の方(大阪市にお住まいの65歳以上の方)で、口座振替または納付書で保険料を納付いただいている方(普通徴収の方)には、介護保険料決定通知書を4月中旬に送付します。なお、年金から納付いただいている方(特別徴収の方)には、介護保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

問 ☎保健福祉課(高齢・介護保険) 窓口④番
☎06-6682-9859

大阪・関西万博開催期間中の舞洲緑地駐車場におけるバスの駐車お断りについて

大阪・関西万博開催期間中は舞洲への来場が多く予想されることから、渋滞を防ぐため、大阪港湾局所管の舞洲緑地駐車場へのバスの駐車をお断りさせていただきます。万博来場を目的としたバスは、万博P&R駐車場へ駐車いただきますようお願いいたします。

日 4月13日(日)～10月13日(月・祝)

(大阪・関西万博開催期間中)

場 舞洲緑地駐車場(此花区北港緑地2丁目内)

問 大阪港湾局施設管理課(緑地管理)
☎06-6572-4050

後期高齢者医療制度の被保険者に対する健康診査・歯科健診の実施、人間ドック費用の助成について

大阪府後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療制度の被保険者に対して各種保健事業を実施しています。

①後期高齢者医療健康診査

糖尿病や高血圧症等の生活習慣病に加え、加齢に伴う心身の衰え(フレイル)等のチェックをします。現在生活習慣病で通院されている方も積極的に受診してください。人間ドックを受診された方は、受診する必要はありません。

持 受診券と被保険者資格を確認できるもの

②後期高齢者医療歯科健康診査

歯や歯肉の状態だけでなく、お口の機能を含めてチェックをします。義歯を使用中の方も積極的に受診してください。

持 被保険者資格を確認できるもの ※受診券はありません。

③人間ドック費用の一部助成

費用の一部助成を受ける際は、人間ドックを受診し、一度費用全額を自己負担していただいてから、お住まいの区の保険年金業務担当に費用助成を申請してください。詳細はお問合せください。

助成額上限 26,000円 ※令和7年度中1回の受診に対してのみ

【申請に必要なもの】

- (1)受診された人間ドックの領収書
- (2)検査結果通知書一式(コピー可)
- (3)本人確認書類
- (4)口座情報のわかるもの
- (5)申請書

①と②の健康診査について

○4月下旬～5月上旬に「健康診査受診券」・「歯科健康診査のお知らせ」を送付します。令和7年度中に75歳になる方には、誕生月の翌月に送付します。

○広域連合が指定する医療機関・歯科医院等において、令和7年度中に1回、無料で受診することができます。受診の際は、「被保険者資格を確認できるもの」として、次の(1)～(3)のいずれかを忘れずにお持ちください。

(1)マイナ保険証 (2)資格確認書 (3)被保険者証(令和7年7月31日まで使用可能)

○次の事項に該当する方は健康診査の対象外です。

- ・病院又は診療所に6か月以上継続して入院中の方
 - ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所・入居している方
- ※退院・退所したなど事情に変更があった場合、①の健康診査の受診券を発行しますので、お問合せください。

○必ず、事前に受診希望の医療機関・歯科医院へ実施状況を含めてお問合せください。

問 ①・②について 大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎06-4790-2031
月曜～金曜(祝日を除く)9:00～17:30

③について ☎窓口サービス課(保険年金) 窓口⑧番 ☎06-6682-9956

住吉川小学校で車いすバスケットボールの体験交流をしました



障がい者スポーツの普及や障がいへの理解促進を目的として開催される「国際親善女子車いすバスケットボール大阪大会」参加国の選手団との「地域親善交流会」が2月12日(水)に住吉川小学校で開催されました。

児童の皆さんはオーストラリア代表選手団の方々と競技用車いす体験や試合体験を行いました。今回の体験・交流を通じ、障がい者をはじめ、さまざまな人が住みやすい社会について楽しく学ぶ機会となりました。

オーストラリア代表選手団の皆さん、ありがとうございました。

問 ☎保健福祉課(福祉) 窓口③番
☎06-6682-9857

固定資産税・都市計画税(第1期)納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第1期)の納期限は、4月30日(水)です。

問 あべの市税事務所 固定資産税グループ
☎06-4396-2957(土地)
☎06-4396-2958(家屋)

固定資産(土地・家屋)の価格等に関する縦覧を行います

土地または家屋の固定資産税の納税者の方は、所有されている土地・家屋と同一区内の他の土地・家屋の価格等が記載された「縦覧帳簿」を縦覧できます(資産のある区の縦覧帳簿に限る)。

日 4月1日～4月30日(土日祝日を除く)

9:00～17:30

(金曜は19:00まで)

場 資産のある区を担当する市税事務所

持 本人確認ができるもの
(マイナンバーカード、運転免許証など)
または納税通知書
(代理人の場合は委任状が必要)

問 あべの市税事務所
固定資産税グループ
☎06-4396-2957(土地)
☎06-4396-2958(家屋)

詳しくはこちら

